

第7回登別市総合計画第3期基本計画市民検討委員会ぬくもり部会議事録

- ◆ 開催日時 平成26年10月27日(月) 18:30～20:00
- ◆ 開催場所 登別市役所2階 第1委員会室
- ◆ 出席部会員 部会長 雨洗 康江
副部会長 田渕 純勝
部会員 今 順子
岩浅 眞純
吉田富士夫(市庁内検討委員会 副部会長)
【保健福祉部子育てグループ総括主幹】
- ◆ 欠席部会員 部会員 鎌田 和子
千葉 円哉
松本 朋史(市庁内検討委員会 部会長)
【保健福祉部次長】
- ◆ 事務局 西川原総務部企画調整グループ主査
菊地総務部企画調整グループ主査
秋田総務部企画調整グループ主任
- ◆ 議題 「第1章やさしさと共生するまち」の体系図検討(「Ⅲ障がい者福祉の確立」振り返り、「Ⅳ自立した暮らしへの支援」、「Ⅴ安心な暮らしを支える制度の推進」の検討)について

◎部会長

皆さんこんばんは。

会議を始めます。それでは事務局から今日の進め方の説明をお願いします。

◎事務局

前回までは、高齢者の施策の振り返りと、障がいに関する施策をひと通り検討しました。今日は、障がいに関する施策の振り返りから始めることとしておりました。

◎部会長

皆さん、いかがでしょうか。

◎事務局

今回は、グループホームや一時的に障がいのある方を預かっただけのサービス(以下、「日中一次支援等」という。)などが少なく、特に日中一次支援

施設は、市内に無いということが話題となりました。このサービスは、行政が率先して行うというのではなく、民間事業者が主体的に実施するものでありますが、行政もこの課題の解消に努めていくことが必要だというお話だったと思います。

◎部会長

日中一次支援等は、室蘭市などの近隣市町に行かないと利用できないということでしたよね。

◎事務局

そうですね。ただし定員の関係などから、いつでも急に利用できるというものでもありません。

◎部会員

けれども、預かってもらいたい時というのは、突発的な出来事の時が多いと思うので、やはり利用しづらいですね。そのようなときは、市の窓口に行っても対応できないということですよ。

◎事務局

サービスが必要な時には、窓口で相談していただきたいと思います。市で希望するサービスを提供している事業所に利用の可否の確認をとるなど、利用できる事業所を探します。ただし、日中一次支援等に限らず、利用したいサービスが確実に利用できるかということ、事業所では一日に利用できる定員数がありますので、難しい部分があります。

◎部会員

「生活環境の整備」のところで、全ての市民が使いやすい施設整備に努める旨の記載がありますが、今の町内会館などは、バリアフリー化はあまり進んでいませんね。

◎事務局

公共施設のバリアフリーは検討していく必要がありますが、一度にすべての施設整備は困難ですので、体系図ではこのような表現とさせていただいています。

◎部会員

ある町会では、車いすでも利用できるように、利用者の声を参考にしながら、

バリアフリーに取り組んだところもあります。

◎事務局

良いことですね。市もこれから施設の改修や、新設などがあつた場合は、単に国のバリアフリー基準に基づくだけでなく、車いす利用者の声も参考にすべきだと思います。

◎部会員

比較的新しい公共施設でも、バリアフリーの配慮がされていないところもありますね。

◎事務局

市では、施設内に体が不自由な方でも利用できるスペースも確保しているのですが、施設全体の利用となると、一部制限をせざるを得ないスペースも実際には存在します。現実的には、どうしても予算との関係などが絡んでくることもあります。

◎副部長

施設の中でも利用可能なスペースはあるので、そこを利用して見て、それで使い勝手が悪いのであれば、その声を行政にも伝えていくのも必要だと思います。

行政でも施設の使い勝手の悪い部分というのは、把握している部分もあると思いますが、やはり予算措置などの問題もあると想像します。

部会員さんの言うことは、多分ここにいるほかの部会員も市職員も十分に理解していると思いますが、どうしても「いつまでに公共施設のバリアフリーをする」と言い切れないので、体系図にはこの程度の表現しかできないと思います。

ただし、市民の思いとしては、伝えておきたい部分ですね。

◎部会員

車いす利用者は、興味のある行事などが企画されても、会場にエレベーター等のバリアフリーが施されているかなどを確認して、整備されていない場合などは、やむを得ず参加しないこともあります。

◎事務局

市民向けのセミナーなどで、会場の関係から車いすの市民が来たくても来られないということは、その時点で参加対象者に制限をかけてしまっていること

にもなりますね。

なお、行政では、そういう施設で行事を行う場合は、車いすの介助などを行いますので、ぜひ参加してほしいと思います。

◎部会員

これからは、高齢者も増加していくので、車いすだけではなく、階段や段差などへの配慮は、当たり前前の条件になってくると思います。

◎事務局

これまで、どちらかというと、身体障がいの施策が話題に上がっていますが、知的障がい、精神障がいについての施策はどうでしょうか。

◎部会員

やはり、養護学校と就労先などの連携や、居住系のサービスの充実、相談支援先などが課題になってくると思います。

◎事務局

障がいがあってもなくても、安心して暮らしていくために必要なものというのは、仕事や居住の確保であったり、大きく違うものはないと思います。

基本計画の体系図では、大きな括りで、進めていかなければならない市の施策を掲げていますが、大方皆様のご意見は包含されているものと理解しています。

もっと細部な施策については、担当部局が策定する個別計画などで具体的に方向性を定めることになります。

◎部会長

皆さんどうでしょうか。

障がいに関する施策については、この体系図でよろしいですね。

それでは、次の施策に移ります。事務局から説明をお願いします。

◎事務局

次は、「IV自立した暮らしへの支援」、「1自立した暮らしへの支援」、「①生活安定対策の推進」と「②ひとり親家庭への支援」ということになります。

「①生活安定対策の推進」では、いわゆる生活困窮者への支援についての考え方について掲載しています。

◎部会員

ここは、生活保護の施策だと思えますが、一部の生活保護受給者は、「給付費はもらって当たり前」、「これっぽっちしかもらえない」など平然と言いつらしている人がいます。高齢者がわずかな年金などで一生懸命生活している話などを聞くと、やるせない気持ちになります。

◎部会員

必要に迫られて、やむを得なく受給している人が大部分でしょうが、やはりいったん受給してしまうと、なかなか抜け出せない、又は抜け出したいくないという人も中にはいますよね。

◎市庁内部会副部長

全国的に生活保護の受給率が少ないのは、福井県や富山県です。地域性もあると思えますが、親族からそういう人が出るのは恥ずかしいという考えが影響していると考えられています。

◎副部長

生活保護費は、国庫負担もあると思えますが、市税もかなり計上されていると思えます。

想像するに、数億円規模となると思えますが、これを少しでもほかの事業に回すことができればもっと違う事業を充実させることができますよね。

◎事務局

そうですね。

ここで体系図の補足ですが、この項目に関するものとして、庁内検討委員会で、平成27年4月に施行される「生活困窮者自立支援法」についても議論しています。

この法律は、簡単に言いますと、生活保護を受給するまでではないものの、生活が困窮している場合などに、就労支援や学習支援などを通し、生活支援をするという制度です。

「主要な施策の考え方」には、そのような相談体制に関する部分も付け加える予定としています。

◎部会員

地域によって、生活保護の給付額などの違いはありますか。

◎市庁内部会副部長

寒冷地とそれ以外、都会と地方など、地域によって支給額は違います。

◎部会員

生活保護の話だけで、相当時間を費やしてしまいましたが、この施策は、登別市だけでどうこうできるのという問題ではありませんね。

◎事務局

そうですね。体系図の「Ⅳ自立した暮らしへの支援」と「Ⅴ安心な暮らしを支える制度の推進」については、市が独自の進め方で事業展開するというものではなく、どちらかというところ、国の制度を市町村が実施主体となり事務と制度周知を確実に行うということを記載しています。

◎部会員

国民年金制度を周知徹底して老後の生活を支援するという表現がありますが、この表現もどうなんでしょうね。

◎事務局

この部分につきましても、庁内検討委員会で検討したときに、国民年金制度は国の制度であり、市町村が国民年金によって市民の生活を支援する立場にならないという結論に達し、市の役割は、年金制度の周知に努めて、しっかり保険料を支払うなどの周知啓発に努めるという表現に修正する予定です。

◎部会員

若い人でも、将来年金をまともにもらえないという考えから、掛金を支払わないという考えの人が多くなっていると思います。

結局は、年金の受給額がせめて生活保護の支給額を超える程度もらえないといけないのかなと思います。

◎事務局

その辺りが、登別市だけが頑張れば年金が上がりますよ、とはならないので体系図もそのような表現にとどまることになります。

そろそろ終了時間も近づいてきましたが、最後に「Ⅳ自立した暮らしへの支援」の主要な施策「②ひとり親家庭への支援」のところを市庁内部会副部長から説明していただいてよろしいですか。

◎市庁内部会副部長

ここは、ひとり親に関する法律等に基づいた記述としております。情報提供や助言、求職支援などによりひとり親の社会的自立を図ることとしています。

◎部会長

ここの記述については、問題ありませんね。

◎事務局

本日検討した「Ⅳ自立した暮らしへの支援」と「Ⅴ安心な暮らしを支える制度の推進」は、これまで検討してきたテーマと違い、市の独自性という部分は少ないですが、施策としては非常に興味深いものだったかと思います。

◎部会長

それでは、今日は、体系図はあまり進みませんでした。これまでの検討で、第1節の「誰もが安心して暮らせるまちをつくる」という部分までの議論は終了いたしました。

次回は、第2節に進みたいと思います。

◎事務局

第2節は健康づくりや医療に関する施策です。できれば次回1回で終了させたいと思いますので、部会員各位におかれましては、事前確認をよろしくお願い致します。

◎部会長

それでは、次回は、11月10日（月）18時30分とします。会場は事務局からの案内文で確認願います。

皆さん、第2節の内容を確認のうえご出席願います。お疲れ様でした。